

第 16 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 48 年 1 月 30 日）

第 76 号議案 津島都市計画公園の決定（愛媛県知事決定）

都市計画公園を次のように決定する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、1、1 号南予レクリエーション都市公園、北宇和郡津島町大字近家及び大字高田地内、約 198.6ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、簡易宿泊施設、展望台、集合所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近時における屋外レクリエーション活動の需要にこたえるとともに、地域開発の一環として環境の保全、調和を図るため、津島都市計画区域にレクリエーション都市公園を配置し、新都市の形成及び都市環境の向上を図ると共に県民福祉の向上に資するものである。

第 77 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（伊予市決定）

伊予都市計画伊予下水道を松山広域都市計画西部都市下水路、松山広域都市計画相田都市下水路及び松山広域都市計画米湊都市下水路に名称変更し、松山広域都市計画米湊都市下水路を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：松山広域都市計画米湊都市下水路
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

米湊都市下水路、約 31ha

「区域は、計画図表示のとおり」

- 3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

米湊 1 号下水路、灘町字西、米湊字大角蔵、1.4～2.22m、約 700m

吐口、灘町字西、灘町字西、2.4m、約 10m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

- 4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

安広ポンプ場、灘町字西、約 1,370 m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

米湊都市下水路地区は、下流部工業地帯の土地利用構想から一団の市街地として利用される見通しが強いので、一部路線を現在施行中の街路に平行するよう路線変更を行うものである。

（議事録なし）

第 17 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 48 年 6 月 25 日）

委員名簿

松山商科大学教授
愛媛大学教授
四国電気通信局建築部長
愛媛県農協中央会会長
愛媛県農業会議会長
愛媛県医師会長
愛媛県商工会議所連合会会頭
四国財務局松山財務部長
四国通産局長
四国地方建設局長
第三港湾建設局長
中国四国農政局長
高松陸運局長
国鉄四国支社長
愛媛県副知事
松山市長
小松町長
愛媛県議会議員（5名）
新居浜市議会議長
土居町議会議長

幹事名簿

土木部長
土木部次長
都市計画課長
都市整備課長
港湾課長
建築住宅課長
企画課長
公衆衛生課長
農地計画課長
環境整備課長
農政課長

第 78 号議案 松山広域都市計画道路の変更（愛媛県知事決定）

都市計画道路中

- 1 等大路第 3 類第 1 号御宝町小坂線を 1 等大路第 3 類第 1 号勝山町志津川線に、
- 1 等大路第 3 類第 2 号末広町東石井線を 1 等大路第 3 類第 2 号土橋町千足線に、

1 等大路第 3 類第 4 号南堀端和泉線及び 2 等大路第 3 類第 8 号馬塚市場線を 1 等大路第 3 類第 4 号南堀端町市場線に名称を改め次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造、】

幹線街路、1, 3, 1 勝山町志津川線、松山市勝山町 2 丁目、重信町大字志津川宮下市、(松山市北久米町、水泥町、重信町大字牛渕)、約 12,360m、地表式、24m、伊予鉄横河原線と立体交差 2 か所、幹線街路松山環状線と立体交差、幹線街路と平面交差 5 か所

幹線街路、1, 3, 2 土橋町千足線、松山市土橋町、砥部町大字千足字野窪、(松山市東石井町、砥部町大字麻生)、約 11,570m、地表式、24m、幹線街路松山環状線と立体交差、幹線街路と平面交差 3 か所

幹線街路、1, 3, 4 南堀端町市場線、松山市南堀端町、伊予市市場字鳩岡、(松山市保免町、松前町大字恵久美、伊予市下吾川)、約 12,680m、地表式、24m、伊予鉄高浜線、郡中線と平面交差、国鉄予讃線と立体交差 2 か所、幹線街路松山環状線と立体交差、幹線街路と平面交差 11 か所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

松山広域都市計画区域における都市計画道路は、現在松山市、伊予市において決定を行っているが、都市計画区域の拡大に伴い幹線道路網について検討を行い、将来の自動車保有台数の伸び並びに経済興隆の活発化に伴う交通量の増加に対応するため、国道バイパスについて都市計画決定を行うものである。

第 79 号議案 松山広域都市計画道路の変更 (松山市決定)

都市計画道路中 2 等大路第 1 類第 4 号中之川北通線及び 2 等大路第 3 類第 4 号中之川南通線を 2 等大路第 3 類第 4 号中之川通線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造、】

幹線街路、2, 3, 4 中之川通線、松山市築山町、松山市生石町、(松山市湊町 4 丁目)、約 3,350m、地表式、12m、国鉄予讃線と平面交差、幹線街路と平面交差 9 か所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

中心市街地における諸車交通の円滑化を図るため再検討した結果、本計画書のとおり変更するものである。

第 80 号議案 三瓶都市計画道路の変更 (三瓶町決定)

都市計画道路中 2,3,1 号朝立屋敷線を次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、(主な経過地)、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,1 朝立屋敷線、朝立字日吉崎、朝立字火打岩、(朝立地内)、約 1,520m、地表式、12m、幹線街路と平面交差 4 か所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由書

本道路の計画路線の全部を地形の状況等により検討した結果、本案のように幹線街路を計画変更するものである。

第 81 号議案 内子都市計画公園の変更（五十崎町決定）

都市計画公園中第 2 号五十崎公園を新川児童公園に名称を改め、次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2、新川児童公園、喜多郡五十崎町大字古田甲 1269、1275 番号、約 0.36ha、児童公園施設
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

五十崎公園は現在面積が 0.19 ha で極めて狭小である。今回本案のように名称を改めるとともに拡張整備して児童の利用に供し、もって生活福祉の増進に寄与しようとするものである。

第 82 号議案 保内都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 2 号平家谷公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、2、平家谷公園、西宇和郡保内町大字宮内字宮ノ上、吉水、平家谷、蒔坂、約 7.0ha、遊戯施設、休養施設、管理施設、工作物、便益施設
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

平家谷一般公園予定地一帯は、源平の戦いに敗れた平氏の落武者が隠遁した地域として知られている。本公園予定地域の中央には平家谷川が流れ、左右両岸は、檜、杉等に覆われた森林地帯で 47 年度に竣工した砂防ダムからは当町の市街地及び川之石湾が見渡せる恵まれた自然環境の中にある。北側には自然公園があり、これに接続して公園設置の計画を行ったものでありまして、本格的な住民の憩いの地として今年度用地買収を完了し、翌年度から施設整備を実施したく、今回計画決定し、早期開発を図るものである。

第 83 号議案 三瓶都市計画公園の変更（三瓶町決定）

都市計画公園（第 2 号三瓶中央児童公園）を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2、中央公園、三瓶町大字朝立地内、約 0.17 ha、園路広場、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

児童の福祉、保健、休養を意図し、また近年の輪禍の激発により、児童の生命を守り、教育の向上をめざすため、中央公園を本案のように変更し、整備しようとするものである。

第 84 号議案 川之江都市計画下水道の変更について（川之江市決定）

川之江都市計画下水道中、第 1 号下水道を下分下水路に名称を改め、第 2 号下水道を廃止し、川之江公共下水道を次のように決定する。

- 1 下水道の名称：川之江公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

川之江公共下水道、約 160ha、川之江排水区、第 1 分区 21.9ha、第 2 分区 37.7ha、第 3 分区 32.4ha、第 4 分区 27.1ha、第 5 分区 40.5ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

川之江第1幹線、川之江市川之江町字脇田、川之江市川之江町字大門、0.25m～2.40m、約2,090m、川之江処理区

川之江第2幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町字港通り、1.50m～2.00m、約700m、川之江処理区

第1圧送幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町字脇田、0.60m、約860m、川之江処理区

雨水吐口幹線、川之江市川之江町字脇田、川之江市川之江町字脇田、2.40m、約10m、川之江処理区

汚水吐口幹線、川之江市川之江町字大江新開、川之江市川之江町字大江新開、2.40m、約250m、川之江処理区

その他、0.25m～1.35m、約17,140m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

川原ポンプ場、川之江市川之江町字脇田、約4,000m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

川之江処理場、川之江市川之江町字大江新開、約20,120m²、標準活性汚泥法

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

本市の下水道は、第1号下水道、第2号下水道で、ともに雨水排除を目的とする都市下水路であるが、今回、河川、海域の汚濁防止、生活環境の向上のため、本案のとおり公共下水道を計画するものである。なお、1号下水道は下分都市下水路と名称を改め、2号下水道は公共下水道の幹線となるので名称を廃止するものである。

第85議案 松山広域都市計画土地区画整理事業の変更（愛媛県知事決定）

都市計画内浜土地区画整理事業を次のように変更する。

名称：内浜土地区画整理事業

面積：約30.1ha

公共施設の配置

道路：【種別、名称、幅員、延長、備考】

幹線街路、2,1,6梅津寺高岡線、16m、580m

区画街路は幅員4m～6mとし、1街区の短辺を30m～50m、長辺を100m～200mに切るよう道路の配置をした。

公園：【種別、名称、面積、備考】

公園は施行地区内4か所に配置し、施行面積の約3%を確保する。

その他の公共施設：用排水路は幅員1m～2.5mとし、現在及び将来の土地利用状況等を考慮して配置する。

宅地の整備：住宅地としての発展を予想し、約200m²～300m²を標準画地とする。

「施行区域は計画図表示ととおり」

理由書

内浜地区施行区域内にある墓地を地区外へ移転するため、大明神墓地の一部及びその隣接地区を飛び地の施行区域として、約 1,700 m²を編入するため、区域の変更を行うものである。

第 86 号議案 吉田都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 2 号吉田公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、2、吉田公園、北宇和郡吉田町大字深泥字蒲田地内、約 4.3ha、園路、広場、遊戯施設、修景施設、教養施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

吉田町における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉の向上、ならびに健全な都市の整備を図ろうとするものである。

第 87 号議案 今治都市計画駐車場の決定について（今治市決定）

都市計画港湾ビル前駐車場を次のように決定する。

【名称（番号、駐車場名）、位置、面積、構造、摘要】

1 港湾ビル前駐車場、今治市片原町 1 丁目、約 0.08ha、鉄骨造り地上 3 階 4 層、駐車台数 120 台、出入口 1 ヶ所

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

自動車の激増に伴い市街地における駐車需要は年々増大し、交通混雑を来しているため、これらに対処するため、港湾ビル前の市有地を選び、立体駐車場を計画するものである。

（議事録なし）

第18回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和48年9月21日）

第88号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第55号中須賀公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、55、中須賀公園、松山市中須賀町地内、約0.29ha、園路、広場、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

児童の福祉、保健、休養を意図し、また近年の輪禍の激発により、児童の生命を守り、情操教育の向上をめざすため、中須賀公園を本案のように決定し、整備を図ろうとするものである。

第89号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第56号内浜公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、56、内浜公園、松山市内浜町地内、約0.30ha、園路、広場、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

児童の福祉、保健、休養を意図し、また近年の輪禍の激発により、児童の生命を守り、情操教育の向上をめざすため、内浜公園を本案のように決定し、整備を図ろうとするものである。

第90号議案 松山広域都市計画道路の変更（伊予市決定）

伊予都市計画道路中2,3,6内港稲荷線、2,3,7南西原馬塚線及び1,小,2新川馬塚線を松山広域都市計画道路2,3,6内港稲荷線、2,3,7南西原馬塚線及び2,3,9新川馬塚線に名称を改め、次のように変更する。

【種別、番号、路線名、起点、終点、（主な経過地）、延長、構造形式、幅員、地表式の区間における鉄道等との交差の構造】

幹線街路、2,3,6、内港稲荷線、伊予市米湊字安広、伊予市稲荷字北田、約1,050m、地表式、12m、国鉄予讃線と立体交差1か所

幹線街路、2,3,7、南西原馬塚線、伊予市下吾川字南西原、伊予市下吾川字馬塚、約670m、地表式、12m、伊予鉄郡中線と平面交差1か所

幹線街路、2,3,9、新川馬塚線、伊予市下吾川字北西原、伊予市下吾川字鳥ノ木、（伊予市下吾川字馬塚）、約1,310m、地表式、12m、

幹線街路2,3,8、馬塚市場線と平面交差1か所

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

2,3,6内港稲荷線及び2,3,7南西原馬塚線

旧計画は幅員11mであったが、新道路構造令に基づき幅員12mに変更するものである。

2,3,9新川馬塚線

本路線は、昭和29年延長620m幅員8mで計画決定していたものであるが、市街化区域の決定に伴い、

終点地附近の市街化と大規模団地の造成等が行われるに至ったので、終点側 210m を廃止し、ルートを変更して住宅団地まで追加延長しようとするものである。なお幅員については、起点から国道 56 号線までの延長 810m の間は 12m とし、終点側 500m については 16m とするものである。

第 91 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（伊予市決定）

都市計画下水道中、西部都市下水路を廃止し、伊予公共下水道を次のように変更する。

1 下水道の名称：伊予公共下水道

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

伊予公共下水道（雨水）、約 83.7ha

伊予公共下水道（汚水）、約 83.7ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

（イ）雨水

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

北浜雨水幹線、伊予市下吾川字南西原、伊予市灘町字本町、1.10m～1.80m、約 900m

灘町雨水幹線、伊予市灘町字西、伊予市灘町字西、1.20m～1.65m、約 60m

（ロ）汚水

北浜汚水幹線、伊予市下吾川南西原、伊予市灘町字西、0.70m～1.00m、約 850m

北浜汚水準幹線、伊予市湊町字西町、伊予市下吾川字浜田、0.45 m～0.50m、約 270m

灘町汚水幹線、伊予市灘町字西、伊予市米湊字大下、0.50 m～0.80m、約 700m

灘町汚水準幹線、伊予市灘町字西、伊予市米湊字安広、0.25 m～0.60m、約 370m

宮下汚水幹線、伊予市米湊字大下、伊予市米湊字大下、0.40 m～0.50m、約 200m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

梢川ポンプ場、伊予市灘町字西、約 3,000m²、揚水量 2.932 m³/秒

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、摘要】

伊予下水処理場、伊予市下吾川南西原、約 16,800m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

変更理由

本市は、昭和 38 年度より西部都市下水路工事合流式に着手し、管径 700mm～1,650 mm の幹線を敷設し現在に至っている。今回の公共下水道は分流式計画とし、区域は西部下水路（A=約 45ha）を廃止して現在の埋設管を雨水幹線に当用し、計画面積 83.7ha の整備をはかるものである。

第 92 号議案 松山広域都市計画下水道の変更（重信町決定）

都市計画重信都市下水路を次のように決定する。

1 下水道の名称：重信都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、摘要】

重信都市下水路、約 214ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

1号幹線、重信町大字志津川字野中、重信町大字牛渕字伊賀分、1.00m～3.315m、約 3,241m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画区域の決定に伴い、宅地化が急激に進み、加えて愛媛大学医学部用地造成により、雨期の雨水流出量が増加したため、今回これを解消するため、都市下水路を実施せんとするものである。

第 93 号議案 宇和島都市計画公園の変更（宇和島市決定）

都市計画公園中第 10 号丸山公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、10、丸山公園、宇和島市和霊町東町地内、約 20.2ha、園路、広場、修景施設、便益施設、運動施設、休養施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島都市計画及び宇和島地区広域市町村圏における都市公園の拡張を図り、本案のように変更し、もって住民に資し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

第 94 号議案 新居浜都市計画汚物処理場の決定（新居浜市決定）

都市計画汚物処理場新居浜浄化園を次のように決定する。

【名称（番号、汚物処理場名）、位置、面積、備考】

1 新居浜浄化園、新居浜市大字阿島甲 724 番地、約 1.0 ヘクタール、処理能力 157t/日（既設 117t、増設 40t）

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

新居浜市のし尿処理は、市内多喜浜町荷内地区に於いて、消化処理を行ってきたものであるが、近時における処理量の増大に鑑み既設処理場を拡張して、本案のように都市計画として決定するものである。なお隣接部落とは約 500m あり、中間に幅約 100m の遮断山地がある。

第 95 号議案 大洲都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 3 号稻荷山公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、3、稻荷山公園、大洲市新谷字和田、約 16.7ha、修景、便益、休養、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

稲荷山公園は、昭和44年以来、関係者の理解と援助により整備が進められてきた。国道56号線沿線に位置し、樹齢300年を誇るもみじの名所地であり、春の新緑から、秋の紅葉まで訪れる人の数は後を絶たない。最近マイカー族の急増に備え、新たに駐車場を整備し、また利用客の利便に供するため、遊歩道と展望台を設置するなどして、市民の憩いの場（コミュニティ造り）、レクリエーションの場として満度の活用を図るため、本案のように区域を変更するものである。

第96号議案 大洲都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第5号森林公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、5、森林公園、大洲市北只地内、約6.2ha、修景、便益、休養、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

第10国立青年の家に隣接したなだらかな山地であり、松をはじめ雑木の自然林で適度な起伏があり、森林公園としては最適ですばらしい地形である。また青年の研修の場である青年の家にふさわしい環境をつくるためにも好適地である。

第97号議案 宇和都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中第2号宇和運動公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、2、宇和運動公園、東宇和郡宇和町大字卯之町、字鬼田、王子下、黒瀬、日の平、土居、油田、池ノ上、大平、鳶ノ巣、胡麻平、水ヶ谷、門、山崎地内、約14.8ha、園路、修景、休養、運動、便益、その他の施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和町は市街地の東部に御旅公園（球場）約3.7haの1箇所があるのみで他に公園施設がないため、公園の場所として適している市街地中心部近郷の元西園寺氏の居城があった黒瀬城下一帯の山林地帯を買収して運動公園の建設を計画したものであるが、今回なお、住民の強い要望等もあり、区域に隣接した地域の拡張をはかり、町民の憩いの場として、心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に寄与すべく本案のように変更するものである。

第98号議案 広見都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園を次のように決定する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、1、近永公園、北宇和郡広見町大字、約1.4ha、園路、広場、修景、遊戯、便益、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

都市住民の福祉、休養を意図し、近年激増した都市交通障害と都市環境の悪化に対処し、住民の生命を守り、大衆のいこいの場を確保するため、本案の近永公園を新設、整備するものである。

(議事録なし)

要望事項

第 94 号議案 新居浜都市計画汚物処理場の決定については、「同市の沢津海水浴場の水質汚濁のおそれもあるので、将来問題が生じないように配慮すること」を要望事項として付け加える。

第19回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和48年11月17日）

第99号議案 松山広域都市計画緑地の変更（愛媛県知事決定）

都市計画緑地中、久万ノ台緑地、梅津寺緑地、弁天山緑地を次のように変更し、都市計画緑地に岩子山緑地を追加する。

【番号、名称、位置、面積】

- 2、久万ノ台緑地、松山市松ノ木 2 丁目、北山町、船ヶ谷町、東山町、久万ノ台、古三津町、衣山 4 丁目及び山西町の地内、約 108.57ha
 - 3、梅津寺緑地、松山市梅津寺町、新浜町、石風呂町及び大山寺町の地内、約 67.26ha
 - 4、弁天山緑地、松山市別府町、北吉田町、北斎院町及び高岡町の地内、約 109.80ha
 - 6、岩子山緑地、松山市北斎院町及び南斎院町の地内、約 19.00ha
- 計 約 304.63ha

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

都市計画緑地は、昭和23年9月3日建設省告示第65号で決定され、昭和43年12月28日建設省告示第3773号で一部変更追加が行われたままである。昭和46年に松山広域都市計画市街化区域、市街化調整区域の決定に伴い、土地利用及び都市計画施設について、総合的な計画の再検討を行い、緑のマスタープランの作成を急いでいる所であるが、市街地周辺の緑地については、開発が進行する傾向にあるので、当面これら緑地を環状緑地として追加して保存に努めるとともに住民の福祉の増進と健全な都市の発展に寄与せんとするものである。

第100号議案 松山広域都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園中46号北条公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、46、北条公園、別記のとおり、約343.8ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、教養施設、便益施設、管理施設、展望台、その他の施設

「区域は、計画図表示のとおり」

北条市上難波字 会下、曇り、夏狩、狸鼻、高山、源四郎畑、石ヶ谷、大成、下竹、上竹、恵良萩原字 向ヶ谷

庄字 サカサマ谷、陰ノ谷、オノ谷、大林、ヨモガ谷、倉ノ谷及び芝ノ谷

下難波字 腰折、地獄谷、阿多羅、観音岳、打越、長濱、東波妻、西波妻、尾ノ峰、新庄、郷床、長谷、家の谷、池の谷、鬼ヶ城、黒石、覗ヶ谷、鯉…、ヶ谷、沖浦、葛ヶ谷、石風呂、法橋、御領田、大新開、堀田

中通字 ノリ畑、エギ谷、腰折、三島谷、アシ谷

理由

昭和47年度、俵原池（周囲4km、貯水量100万トン）及び恵良山（標高304m）一帯の風光明媚の山岳地帯を公園区域に決定したが、今般さらに規定区域に接続する西方一帯の腰折山、新城山、日本体育協会建設の北条スポーツセンターを含め、白砂青松と磯の変化に富む大浦海岸一帯を開発整備し、今後ますます増大するであろう地域住民の余暇の有意義な活用場とし、併せて豊かな近隣社会形成と体位向上、健全娯楽とコミュニティ造りの場とし、保全並びに早期に整備を図るため、本案のとおり区域を変更するものである。

第 101 号議案 八幡浜都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 2 号王子の森公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、2、王子の森公園、八幡浜市大字五反田字センチョウ地内、約 2.0ha、体育運動施設、慰楽教化施設、修景施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

地域住民のいこいの場所を提供し、併せて生活環境を整備し、住みよい町づくりを図るため、王子の森公園を本案のように決定するものである。

第 102 号議案 西条都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

都市計画公園に第 2 号西部公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、2、西部公園、西条市氷見字野部里、蓼原地内、約 4.4ha、園路、広場、運動、修景、便益、休養、管理、遊戯施設、集会場

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

西条市の公園整備状況は、市街地中心部の市民公園（都市計画公園、面積約 3.4ha）1ヶ所と郊外のその他公園 2ヶ所を含めて、3.1m²/人である。しかし市の西部地区には、公園施設がないので都市計画施設の配置上の不均衡を是正するとともに市民の健康管理ならびに青少年の遊び場を確保する見地から、本案のとおり運動施設を中心にした一般公園を追加決定するものである。

第 103 号議案 大洲都市計画緑地の決定（愛媛県知事決定）

都市計画緑地を次のように決定する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

1、肱川緑地、別記のとおり、約 188.1ha、運動、修景、遊戯、便益、休養、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

別記

大洲市五郎 字 大谷口、新畑、古川、畑の前、青木、松尾

大洲市若宮 字 渋草、下渋草、土手外

大洲市中村 字 土手外

大洲市阿蔵 字 ナカノムラ、サワタニ

大洲市大洲 字 三ノ丸の地内

理由書

第 1 号肱川緑地予定地は、河川敷であるが、市街地の中心に位置し、市民に親しまれる最適の場所であり、また肱川の清流と相まって市民の憩いの場として、生活、福祉の増進に寄与する為、本案のように整備するものである。

（議事録なし）

第 20 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 48 年 12 月 10 日）

議事項目

- 第 104 号議案 松山広域都市計画用途地域の決定
- 第 105 号議案 宇和島都市計画区域、吉田都市計画区域及び津島都市計画区域の変更
- 第 106 号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定
- 第 107 号議案 南予レクリエーション都市計画区域内の建築確認申請除外区域の指定
- 第 108 号議案 松山広域都市計画学校の決定
- 第 109 号議案 松山広域都市計画公園の変更
- 第 110 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更
- 第 111 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜）
- 第 112 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（西条）
- 第 113 号議案 今治都市計画区域の変更
- 第 114 号議案 今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定
- 第 115 号議案 新居浜都市計画区域、西条都市計画区域、壬生川都市計画区域の変更
- 第 116 号議案 東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定

第 104 号議案 松山広域都市計画用途地域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

- 第 1 種住居専用地域、約 153ha、6/10 以下、4/10 以下、
約 1,062ha、8/10 以下、5/10 以下、
約 1ha、10/10 以下、6/10 以下、
小計、約 1,215ha、17.2%
- 第 2 種住居専用地域、約 320ha、20/10 以下、6/10 以下、4.5%
- 住居地域、約 3,344ha、20/10 以下、6/10 以下、47.4%、4,879 ha (69.1%)
- 近隣商業地域、約 84ha、20/10 以下、8/10 以下、
約 264ha、30/10 以下、8/10 以下、
小計、約 348ha、4.9%
- 商業地域、約 282ha、40/10 以下、8/10 以下、
約 14ha、50/10 以下、8/10 以下、
約 25ha、60/10 以下、8/10 以下、
小計、約 321ha、4.6%、669 ha (9.5%)
- 準工業地域、約 896ha、20/10 以下、6/10 以下、12.7%
- 工業地域、約 197ha、20/10 以下、6/10 以下、2.8%
- 工業専用地域、約 419ha、20/10 以下、6/10 以下、5.9%、1,512ha (21.4%)
- 合計 約 7,060ha、100.0%、7,060ha (100.0%)

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

松山広域都市計画の整備、開発及び保全の方針に基づき、市街化区域について、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の用途地域を定め、それぞれの地域にふさわしいように建物の用途や形態の制限を行うことにより、土地利用の明確化と都市環境の保全を図るものである。

第105号議案 宇和島都市計画区域、吉田都市計画区域及び津島都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

宇和島都市計画区域、吉田都市計画区域及び津島都市計画区域を一つの都市計画区域とし、その区域を次のとおり変更しようとするので、都市計画法第5条第6項の規定により準用される同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1、都市計画区域の名称

南予レクリエーション都市計画区域

2、新たに都市計画区域含まれる土地の区域

北宇和郡宇和海村、南宇和郡内海村、同御荘町及び同西海町の全部。宇和島市、北宇和郡吉田町、同津島町、及び南宇和郡城辺町の一部。

3、都市計画区域から除外される土地の区域

なし

「別紙図面表示のとおり」

4、変更しようとする理由

宇和島市、北宇和郡、南宇和郡の宇和海一円の沿岸部を含む地域について、南予レクリエーション都市の指定がなされたことに伴い、計画的な土地利用と環境保全との調和を図り、レクリエーション施設の一元的な開発整備を行うため、広域的な見地から本案のとおり、一つの都市計画区域として決定しようとするものである。

第106号議案 南予レクリエーション都市計画用途地域の決定（宇和島市決定）

都市計画用途地域を次のように決定する。

【種類、面積、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離の限度、備考（構成比%、面積構成、その他）】

第1種住居専用地域、小計、約121ha、8/10以下、5/10以下、13.6%

第2種住居専用地域、小計、－、－、－、－

住居地域、小計、約473ha、20/10以下、6/10以下、53%

近隣商業地域、約10ha、30/10以下、8/10以下、

約36ha、20/10以下、8/10以下、

小計、約46ha、5.2%

商業地域、小計、約61ha、40/10以下、8/10以下、

準工業地域、小計、約156ha、20/10以下、6/10以下、17.5%

工業地域、小計、約12ha、20/10以下、6/10以下、1.3%

工業専用地域、小計、約23ha、20/10以下、6/10以下、2.6%

合計 約892ha、100.0%

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

市街化の進展にともない、市街地における建築物の用途の純化を計り、都市の生活環境の改善を行うため、本案の通り決定するものである。

第 107 号議案 南予レクリエーション都市計画区域内の建築確認申請除外区域の指定（愛媛県知事決定）

確認除外区域は、

吉田町の区域 1,760ha の内現行都市計画区域 391 ha 以外の 1,369 ha(78%)を除外区域とする。

宇和島市の区域 10,348ha の内現行都市計画区域及び新用途地域設定区域 1,606 ha 以外の 8,742 ha(85%)を除外区域とする。

宇和海村は 2,454 ha 全域を除外区域とする。

内海村の区域 1,974ha、西海町 2,302ha 全域を除外区域とする。

御荘町の区域 5,080ha の内平城区域 573 ha 以外の 4,507 ha を除外区域とする。

城辺町の区域 2,278ha の内城辺、深浦の一部 235ha 以外の区域 2,043ha を除外区域とする。

第 108 号議案 松山広域都市計画学校の決定（松山市決定）

都市計画学校を次のように決定する。

【番号、名称、位置、面積、備考】

1、松山西高等学校、松山市久万ノ台、約 5.4ha

区域は計画図表示のとおり

理由書

高等教育への需要の増大に対処して入学定員の増加をはかり、将来の科学技術、生活文化の向上に即応し得る人材の養成につとめ、あわせて都市整備をはかろうとするものである。

第 109 号議案 松山広域都市計画公園の変更（松山市決定）

都市計画公園に第 58 号久万ノ台公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

風致公園、58、久万ノ台公園、松山市久万ノ台地内、約 0.96 ha、敷地造成工、園路広場工、修景施設工、管理施設工、便益施設工、遊戯施設工、

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

第 110 号議案 南予レクリエーション都市計画公園の変更（吉田町決定）

都市計画公園に第 3 号吉田児童公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

吉田児童公園、3、吉田児童公園、北宇和郡吉田町大字東小路、西小路地内、約 0.25ha、園路広場、遊戯施設、便益施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

吉田町における都市施設の配置を検討した結果、本案のように都市施設を配置決定し、もって住民の福祉の向上ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

第 111 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（新居浜市決定）

新居浜都市計画下水道を、新居浜公共下水道、江口都市下水路、惣開都市下水路、元塚都市下水路、久保田都市下水路、垣生都市下水路に名称を改め、江口都市下水路、惣開都市下水路、久保田都市下水路、元塚都市下水路を廃止し、白山都市下水路、池田都市下水路、上泉都市下水路を追加し、新居浜公共下水道を次のように変更する。

[1] 公共下水道

- 1 下水道の名称：新居浜公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

新居浜公共下水道、約 503.0ha、（金子処理分区、約 173.0ha、川西処理分区、約 330.0ha）
「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

磯浦污水幹線、北新町 10 地先、磯浦町地先、0.8m～0.4m、約 1,450m、分流式污水管、金子処理分区
星越污水幹線、河内町地先、星越町地先、0.35m～0.25m、約 1,190m、分流式污水管、金子処理分区
新田污水幹線、新田町 3 丁目地先、新田町 2 丁目地先、0.40m、約 420m、分流式污水管、金子処理分区
滝の宮污水幹線、泉池町地先、河内町地先、1.00m～0.50m、約 2,210m、分流式污水管、金子処理分区、川西処理分区

宮西污水幹線、泉池町地先、宮西町地先、0.35m～0.25m、約 940m、分流式污水管、川西処理分区
喜光地污水幹線、庄内町 1 丁目地先、坂井町 1 丁目地先、0.70m、約 1,270m、分流式污水管、川西処理分区
庄内污水幹線、新須賀町 3 丁目地先、庄内町 6 丁目地先、1.20m～1.00m、約 3,210m、分流式污水管、川西処理分区

吐口及びこれに接続する放流管渠、菊本町 2 丁目地先、処理水放流口、雨水放流口

その他、0.25m、約 115,700m、分流式污水管、金子処理分区、川西処理分区

惣開雨水幹線、新田町 1 丁目地先、惣開町地先、巾 2.10m～巾 1.60m、約 460m、分流式雨水渠、惣開排水分区

金子雨水幹線、新田町 1 丁目地先、磯浦町地先、巾 3.10m～巾 1.40m、約 1,260m、分流式雨水渠、新田排水分区
王子雨水幹線、新田町 2 丁目地先、新田町 2 丁目地先、巾 1.60m、約 140m、分流式雨水渠、新田排水分区
北新町雨水幹線、新田町 1 丁目地先、江口町地先、巾 2.60m～巾 1.30m、約 1,100m、分流式雨水渠、江口排水分区

江口雨水幹線、新田町 1 丁目地先、北新町地先、巾 4.00m、約 370m、分流式雨水渠、江口排水分区
前田雨水幹線、新田町 1 丁目地先、前田町地先、巾 1.40m、約 280m、分流式雨水渠、江口排水分区
西中学校北雨水幹線、北新町地先、北新町地先、巾 1.30m、約 270m、分流式雨水渠、江口排水分区
宮西雨水幹線、西原町 1 丁目地先、中須賀町 1 丁目地先、巾 1.60m～巾 2.50m、約 350m、分流式雨水渠、西新居浜排水分区

西原雨水幹線、新田町 1 丁目地先、泉宮町地先、巾 3.00m～巾 1.40m、約 1,880m、分流式雨水渠、

西新居浜排水分区

中須賀雨水幹線、西原町 3 丁目地先、西原町 2 丁目地先、巾 1.50m～巾 1.30m、約 530m、分流式雨水渠、西新居浜排水分区

吐口及びこれに接続する放流管渠、新田町 1 丁目地先、巾 6.6m、約 10m、分流式雨水渠、工場用水ポンプ場、若水排水分区

菊本雨水幹線、菊本町 2 丁目地先、若水町 2 丁目地先、巾 2.50 m～巾 1.30m、約 2,040m、分流式雨水渠、菊本排水分区、若水排水分区

元塚雨水幹線、菊本町 1 丁目地先、菊本町 1 丁目地先、巾 1.40m、約 150m、分流式雨水渠、菊本排水分区

第 2 港町雨水幹線、港町地先、港町地先、巾 1.70m～巾 1.65m、約 260m、分流式雨水渠、新居浜排水分区

一宮雨水幹線、中須賀町 1 丁目地先、一宮町 1 丁目地先、巾 1.60m～巾 1.30m、約 500m、分流式雨水渠、一宮排水分区

久保田雨水幹線、久保田町 2 丁目地先、久保田町 1 丁目地先、巾 2.00m～巾 1.60m、約 630m、分流式雨水渠、久保田排水分区

新須賀雨水幹線、新須賀町 3 丁目地先、新須賀町 2 丁目地先、巾 1.65m、約 520m、分流式雨水渠、新須賀排水分区

繁本雨水幹線、徳常町地先、繁本町地先、巾 1.40m～巾 1.20m、約 1,000m、分流式雨水渠、繁本排水分区

田所雨水幹線、田所町地先、八雲町地先、巾 1.60m～巾 1.20m、約 1,250m、分流式雨水渠、田所排水分区

八雲雨水幹線、八雲町地先、庄内町 2 丁目地先、巾 2.10m～巾 1.10m、約 1,340m、分流式雨水渠、八雲排水分区

庄内雨水幹線、庄内町 4 丁目地先、庄内町 6 丁目地先、巾 2.90m～巾 2.60m、約 320m、分流式雨水渠、庄内排水分区

庄内北雨水幹線、庄内町 4 丁目地先、庄内町 3 丁目地先、巾 1.50m、約 320m、分流式雨水渠、庄内排水分区

磯浦雨水幹線、磯浦町地先、磯浦町地先、巾 1.50m～巾 1.40m、約 450m、分流式雨水渠、磯浦排水分区

第 1 港町雨水幹線、港町地先、港町地先、巾 1.50m～巾 1.20m、約 270m、分流式雨水渠、新居浜排水分区

その他、巾 1.20m～巾 0.30m、約 125,750m

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

港町雨水ポンプ場、港町 16 番 26 号、約 1,000m²、227m³/分

菊本雨水ポンプ場、菊本町 2 丁目地先、新居浜下水処理場内に設置 430m³/分

土場雨水ポンプ場、新田町 1 丁目地先、約 3,950m²、1,680m³/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新居浜下水処理場、菊本町 2 丁目地先、約 76,300m²、142,165m³/日

〔Ⅱ〕都市下水路

1 下水道の名称

白山都市下水路、上泉都市下水路、池田都市下水路

2 排水区域

【名称、面積、備考】

白山都市下水路、約 193ha

上泉都市下水路、約 134ha

池田都市下水路、約 93ha

約 420 ha

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

白山都市下水路、政枝町 2 丁目 12 番地先、中村 2918 番地地先、巾 2.35m～巾 1.15m、約 2,270m

上泉都市下水路、泉川 2807 の 1 番地地先、泉川 4666 番地地先、巾 2.00m～巾 1.55m、約 2,060m

池田都市下水路、船木 4740 の 1 番地地先、船木 4395 番地地先、巾 1.60m、約 890m

「下水路の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

[Ⅲ]変更の理由

既定計画は、終末処理場がない。計画面積が旧市街地の中 45.5ha とごく限られた範囲である。市街地開発が急速に進んでいる現状に併せた生活環境整備、公共水域の汚濁防止に資するため計画の変更を行うものである。変更にあたっては次のことを考慮した。

- 1 市街地区域の中、臨海部の工業地域は、化学工業、非鉄金属精錬、重機械工業等住友の大企業であり、特異な廃水の上に排水量も 600,000m³～800,000m³ と莫大であり、各企業に応じた処理を行っており、今後ともその方針で臨むのが有利である。
- 2 当新居浜市の新市街地は、スプロール現象が著しい。基本計画は市域平坦部の全域としているがその整備に長期を要するため、比較的早期に整備される見込みである区域について計画した。
- 3 上部地区については、公共下水道整備が早期に着手できないので浸水防止、雨水排除のため都市下水路を整備する。

第 112 号議案 東予広域都市計画下水道の変更（西条市決定）

西条都市計画下水道中、西条都市水利施設を廃止し、西条公共下水道を次のように決定する。

- 1 下水道の名称：西条公共下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

西条公共下水道、約 709ha、（中部処理分区、約 684ha、東部処理分区、約 25ha）

「区域は、計画図表示のとおり」

3 下水管渠

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

1-0 幹線、港字北新地 400 番地、朔日市字寄合、1.35m～0.8m、約 4,460m、分流式汚水

6-0 幹線、朔日市字寄合、玉津字長田、0.60m～0.25m、約 1,400m、分流式汚水

8-0 幹線、新田字北新田、大町字弁財天、0.50m～0.25m、約 1,410m、分流式汚水

9-0 幹線、神拝字局、神拝字新町、0.45 m～0.30m、約 1,120m、分流式汚水

11-0 幹線、喜多川字梅ヶ須賀、大町字本郷、0.80 m～0.40m、約 2,660m、分流式汚水

12-0 幹線、喜多川字梅ヶ須賀、喜多川字上川原、0.45m～0.30m、約 1,610m、分流式汚水

吐口及びこれに接続する放流管渠、港字北新地 400 番地、港字北新地 400 番地、巾 4.60m、約 40m、

吐口中 15.0m

その他、0.70 m～0.30m、約 101,400m

A-1 幹線、明神木字徳地、大町字小川、巾 5.54 m～巾 2.60m、約 1,840m、分流式雨水

吐口及びこれに接続する放流管渠、明神木字徳地 9 番地の 1、明神木字徳地 9 番地の 1、巾 4.40m、約 10m、分流式雨水

B-0 幹線、朔日市字鱸之洲新田地先、大町字本郷、巾 8.80m～巾 2.70m、約 3,560m、分流式雨水

吐口及びこれに接続する放流管渠、朔日市字鱸之洲新田地先、朔日市字鱸之洲新田地先、巾 8.00m、約 10m、分流式雨水

B-1 幹線、朔日市字徳助外新田、明屋敷字四軒町、巾 6.06m～巾 2.40m、約 2,080m、分流式雨水

B'-0 幹線、明屋敷字常盤巷地先、神拝字西房、巾 8.00m～巾 4.00m、約 1,800m、分流式雨水

吐口及びこれに接続する放流管渠、明屋敷字常盤港地先、明屋敷字常盤港地先、巾 1.35m、約 40m、分流式雨水

C-0 幹線、港字北新地 400 番地、喜多川字上川原、巾 10.86m～巾 2.40m、約 3,670m、分流式雨水

C-4 幹線、港字北新地、港字北新地、巾 3.30m～巾 2.50m、約 830m、分流式雨水

C-9 幹線、港字北新地、明屋敷字御囲堤北、巾 6.64m～巾 1.90m、約 2,030m、分流式雨水

D-0 幹線、玉津字砂地 585 番地、下島山字井上、巾 2.60m、約 480m、分流式雨水

吐口及びこれに接続する放流管渠、玉津字砂地 585 番地、玉津字砂地 585 番地、巾 2.50m、約 10m、分流式雨水

その他、巾 6.10 m～巾 0.50m、約 126,750m、分流式雨水

4 ポンプ施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

新堀中継ポンプ場、神拝字局乙 148 番地の 2、約 1,040m²、汚水

玉津中継ポンプ場、玉津字砂地 585 番地、約 1,040m²、汚水

唐樋ポンプ場、朔日市字鱸之洲新田地先、約 7,870m²、雨水

本陣川ポンプ場、明屋敷字常盤巷地先、約 810m²、雨水

玉津ポンプ場、玉津字砂地 585 番地、約 2,410m²、雨水

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

5 処理施設

【名称、位置、敷地面積、備考】

西条処理場、港字北新地 400 番地、約 87,800m²

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由書

近年人口の増加が著しく、各所での都市化の傾向に伴い生活環境は、急に悪化しており、本市においても一般生活汚水、工場から排出される汚水により、西条海域の汚濁は目に余るものがあります。これらの弊害をなくするため、昭和 28 年度に決定した西条都市水利施設は昭和 30 年度に完了したが、当該施設では現在、将来の諸問題は解決されず、既決定の西条都市水利施設を廃止し、西条公共下水道の計画をたてた。

第 113 号議案 今治都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

都市計画法第 5 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、今治都市計画区域を変更して越智郡朝倉村、玉川町、波方町、大西町の各一部を編入して一つの都市計画区域とし、その区域を次のとおり

変更しようとするので、都市計画法第5条第6項の規定により準用される同条第3項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

1 都市計画区域の名称

今治広域都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

今治市の全域、越智郡朝倉村、同玉川町、同波方町、同大西町の一部

3 変更しようとする理由

今治圏における都市の発展の動向を勘案し、既定都市計画区域を変更して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全の必要ある区域を広域都市計画区域として指定しようとするものである。

第114号議案 今治広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画市街化区域及び市街化調整区域をつぎのように決定する。（省略）

第115号議案 新居浜都市計画区域、西条都市計画区域、壬生川都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

1 都市計画区域の名称

東予広域都市計画区域

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

新居浜市の内次の区域（地先水面を含む）

磯浦町、惣開町、新田町1丁目、新田町2丁目、新田町3丁目、王子町、星越町、前田町、北新町、江口町、河内町、西の土居町1丁目、西の土居町2丁目、滝の宮町、大江町、港町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、中須賀町1丁目、中須賀町2丁目、西泉町1丁目、西泉町2丁目、西泉町3丁目、繁本町、徳常町、若水町1丁目、若水町2丁目、田所町、新須賀町1丁目、新須賀町2丁目、新須賀町3丁目、新須賀町4丁目、菊本町1丁目、菊本町2丁目、一宮町1丁目、一宮町2丁目、久保田町1丁目、久保田町2丁目、久保田町3丁目、高木町、政枝町1丁目、政枝町2丁目、政枝町3丁目、平形町、八雲町、庄内町1丁目、庄内町2丁目、庄内町3丁目、庄内町4丁目、庄内町5丁目、庄内町6丁目、坂井町1丁目、坂井町2丁目、宇高町1丁目、宇高町2丁目、宇高町3丁目、宇高町4丁目、沢津町1丁目、沢津町2丁目、沢津町3丁目、東雲町1丁目、東雲町2丁目、松の木町、高津町、桜木町、清水町、南小松原町、新居浜、新須賀、庄内、金子、宇高、垣生、松神子、郷、多喜浜、黒島、阿島、泉川、萩生、中村、船木甲、角野、及び大島

船木乙の内次の小字

ササホロ谷、池ヶ谷、マタニ、烏帽子形、登屋ヶ尾、孝ヶ谷、杭ヶ谷、及びカツラ谷

大永山の内次の小字

田口、小味地、竹屋敷、鹿森、中屋敷、大久保、及び山根

大生院の内次の小字

栗林、本村、喜来、喜来北山、喜来梨子口、喜来小池谷、喜来八幡前、喜来北山鴻背、喜来清左谷、喜来池田、池の谷、庄内谷、行枝谷、江の子谷、駒背越、西駒背越、喜来大谷、馬ホロバシ谷、東大谷、長谷、男松谷、…谷、…谷入口、喜来大谷札の辻、喜来高山の北、蝙蝠谷、炭焼谷浅谷、喜来大谷境谷、喜来西の原、高山、岸影、広坪、銀杏の木、川口、川口ハゼケ尾、川口尾栗原、川口大平谷、川口庄二郎谷、川口西谷、川口宮浦、川口宮、川口宮ノ東谷、川口池ノ原、川口植松、川口池沼、川口…林、川口大平、川口御藪、川口邸の上、川口南コヲラ道の下、川口南コヲラ道の上、川口コヲラ道の上、川口ケンバンヤヘラ道の下、川口シガ谷、川口道の上、川口六地藏谷、正木、王道の上、モウリ藪、正木王

社の面手、正木妙見社、正木妙見社ノ前、正木竹子谷、正木落合、芋畑。滝の下平尾。長助谷、押ヶ谷南、正木妙見前、正木谷、中尾、正木和内の西、正木谷の東、正木本谷、正木荒神ノ下、正木荒神平尾、小家成ノ東、ハゼ木谷、押ヶ谷、畦地道の側、正木尾ノ東畦地、正木尾ヨリ東畦地、戸屋鼻城山南、戸屋鼻宮の谷、戸屋鼻宮の谷奥の谷、シメジオ尾の成、戸屋鼻山神の成、戸屋鼻畑ノ成、戸屋鼻東手、戸屋鼻畑成東手、戸屋鼻上邸、戸屋鼻畦地、上邸、シメジノ成、シメジの成東手、横井の東、貴船の下、貴船谷、別し又、中尾ヶ成、戸屋鼻中尾ヶ成、東谷の西、東谷の東、小家成キシノ尾崎上、桧尾の東、貴船の上原、姫御前長谷、姫御前の西、長谷道の下、長谷道の上、長谷道尾東手、シメジ成ノ西手、楠木、楠木東手、畠ノ成東、戸屋鼻の西、甚平地端、堀明谷、戸屋鼻城山、戸屋鼻城山東、戸屋鼻、シシヅラ、トラセヲ、戸屋鼻城山東手、楠木谷、及び正木荒神の邸、

立川山の内次の小字

宮崎、障子ヶ嶽、北裏、船木野、船木野廻り山、廻り山中林、金子屋、茶木原、茶ノ木原、和田、横岸、堂平、大畑、小谷、下畑、乳母ヶ谷、エエガ坂、声ヶ坂、田の北、上揚、堂ヶ谷、元屋敷、畑ヶ中、畑中、川淵、御代治、西の久保、栗の岡、芋根、香助、奥平、幸助、谷川、地年保、宮向、宮の向、豆腐石、中の立、吉ヶ谷、冬ヨ、石ヶ小屋、影ヤ谷、炭床、夫婦石、端出場成、打除、金尾、廉守、廉守裾、五良藪、中尾、向平、奥向、鎌久保、ツカン谷、ツガン谷、下向、尻無尾、樽ヶ淵、アザン谷、檜山、大宮谷、崩滝、隠居屋敷、桧尾鉦山、末広、黒石、六若、大平、北野、滝の上、榎木坂、榎坂、馬道、渡瀬、モノイイ滝、物言滝、坂の本、牛ヶ首、除ヶ浦、宮の首、寺ヶ谷、石ヶ山、黒見、元作、松ヶ塔、立割、三配、及び川淵

種子川山甲の内次の小字

トノカキ、宮の下、フジモト、上屋敷、西屋敷、宮甲 12 番地、東屋敷甲 61 番地から甲 73 番地まで並に甲 173 番地から甲 79 番地、並に甲 175 番地から甲 177 番地まで。

種子川山乙の内次の小字

川口、西屋敷、東屋敷、寺著、宮ヶ谷、長畑、寺屋舗、京徳の南、寺壺、ヒチリ、城の東、トタン、中野、西谷口、及び西谷

第 116 号議案 東予広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定（愛媛県知事決定）

都市計画市街化区域及び市街化調整区域をつぎのように決定する。（省略）

なお、この答申にあたっては、当審議会は、次の事項を附帯意見として附記する。

1. 市街化区域、市街化調整区域の決定に伴い、生産緑地制度の活用、市街化区域内のみなし課税の排除及び開発許可制度の弾力的運用等の実現について、関係者が努力すること。
2. 前記 1 については、松山広域都市計画区域についても、同一歩調をとって公正な運用に努めること。
3. 市街化区域、市街化調整区域については、決定に係る経緯に鑑み、早い機会に適正な変更を行うこと。
4. 前記 3 に関連した第 111 号議案（新居浜公共下水道）及び第 112 号議案（西条公共下水道）についても、市街化区域が変更されれば、対応して変更するように措置すること。